

平成26年  
常総市議会  
第1回定例会

平成26年第1回常総市議会（定例会）が、2月26日から3月17日までの20日間の会期で開かれました。今定例会には、平成25年度一般会計補正予算、平成26年度一般会計及び特別会計予算を含む議案24件を市長が提案。初日の本会議で提案理由の説明があり、議案等は各常任委員会及び予算特別委員会に付託され、各委員会において詳細に審議がなされました。

最終日には、市長から人事案件が提案されたほか、議員提案による議案8件が提案され、採決の結果、議案33件と推薦2件が原案のとおり可決・承認・同意・推薦され、議案1件が否決されました。

また、請願1件が採択され、請願1件、陳情2件が不採択となりました。可決された主な議案は次のとおりです。



議案第29・30号

常総市議会の会期等に関する条例について・常総市議会会議規則の一部を改正する規則について

平成24年9月に改正地方自治法が施行され、毎年条例で定める日から翌年のその日の前日までを会期とする、いわゆる通年議会が法定化されました。

当市議会においては、毎年5月1日から1年間を会期とする通年議会を導入することとし、それに伴う必要な改正を行いました。通年議会の導入は、茨城県内の自治体において初めてとなります。

通年議会の詳細については、13ページをご覧ください。

議案第32号

常総市政治倫理条例の一部を改正する条例について

この条例は、市民からの信頼のより一層の向上を図るため、市長及び市議会議員が遵守すべき政治倫理基準について、新たな規範を加えるとともに、市が発注する工事請負等に係る契約の辞退に関する規定を厳格化するなどの改正を行うものです。

市長及び議員が遵守すべき政治倫理基準は、4項目が規定されているところですが、今回次の3項目を追加し、一層厳格な規律となります。

①市民の代表者として、納税等の義務を誠実に履行するとともに、

品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いをもたれる恐れのある行為をしないこと。

②職務上知り得た情報を不正に利用しないこと。

③市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使させ、若しくは行使するよう働きかけないこと。

これに伴い、議員は市民税等の納付状況を文書により議長に報告しなければならないとの規定が設けられました。

また、市並びに市が加入する一部事務組合及び市の出資法人が発注する工事請負等に係る契約の辞退に関して、規則に委ねられてい

た事項をより厳格な内容にして条例中に定めることとし、市長若しくは議員又はその配偶者、1親等の親族若しくは同居の親族が関与する企業・市長又は議員が年額5万円以上の報酬を受けている企業はこれらの契約を全て辞退しなければならぬと規定されました。

議案第16・24号

平成26年度一般会計予算・特別会計予算

平成26年度の一般会計予算は総額227億8000万円、特別会計は8会計で総額174億354万円となっています。

予算の詳細については、広報常総4月号をご覧ください。